

令和8年度

八幡原浄水場

構内整備及び除雪業務委託

特記仕様書

山形県企業局置賜電気水道事務所

# 第1章 総括事項

## 第1節 一般事項

### 1 仕様書の適用

この仕様書は、令和8年度 八幡原浄水場構内整備及び除雪業務委託に適用する。

### 2 委託業務目的

八幡原浄水場の良好な環境保全を図るものである。

### 3 委託業務概要

八幡原工業用水道浄水場構内において、次の作業を行う。

- (1) 建物清掃（管理棟・沈澱ろ過池・配水池）
- (2) 除草工
- (3) 側溝清掃
- (4) 植栽管理（雪囲設置・撤去含む）
- (5) 除雪（通路・場内・建物除雪）

### 4 委託業務範囲

本仕様書は、委託業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため、当然行うべき事項は行わなければならない。

### 5 法令等の遵守

委託業務の施工にあたり、受託者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

### 6 疑義の解釈

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
- (2) 仕様書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

### 7 施工上の注意事項

受注者は、作業予定の概ね10日前に現地状況を確認したうえで、別途発注工事及び業務委託の施工に伴い、本業務の施工に支障がある場合は、関係者間で十分調整のうえ、対応について、監督職員と協議するものとする。

## 第2節 現場管理

### 1 共通事項

- (1) 誤って機械設備、構築物を破損させた場合は、発注者に速やかに報告すること。
- (2) 万が一事故等が起きた場合、発注者に速やかに報告するとともに必要な処置をとること。

### 2 事故防止

- (1) 常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
- (2) 事故防止のため、作業に入る前、作業の再開の都度KYK（危険予知活動）を実施するものとし、事前に作業に対しての危険箇所や作業の内容を作業員全員で把握すること。
- (3) 作業を計画する段階で作業内容を把握するとともに、危険作業及び危険な箇所を確認し安全に作業を実施すること。また、雪崩の危険性も考慮すること（浄水場進入道路の法面）。
- (4) 初めて作業に従事する者については安全教育を事前に実施すること。
- (5) 業務中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をすること。
- (6) 委託箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務に伴い支障を及ぼさ

ないよう関係者と協議のうえ、必要な処置を行うこと。

(7) 以上の項目において、作業員の十分な安全が確保できない場合は作業を中止すること。

### 3 安全管理

(1) 作業責任者は作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に遂行すること。

(2) 作業者には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。

(3) 各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きにも注意を払うこと。

(4) 作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに発注者に連絡を入れること。また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。

### 4 緊急時の連絡網の確保

作業の開始前や終了後の連絡、緊急時において常に連絡方法を確保しなければならない。

### 5 整理・整頓

作業中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度、整理・整頓しておかなければならない。

## 第3節 提出書類

### 1 一般事項

請負者は、次項の書類等を提出すること。

### 2 品目、様式、提出先、提出期限及び部数

No	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者届	任意	契約時	2
2	作業計画書	任意	契約後速やかに	1
3	作業日報	任意	作業月の月末	1
4	作業状況写真	任意	作業月の月末	1

## 第2章 業務内容等

### 第1節 業務内容

#### (1) 建物清掃（管理棟・沈澱ろ過池、配水池）

- ・ 図10葉2、10葉3、10葉4、10葉5、10葉6 参照
- ・ 実施時期は、奇数月の計6回を予定している。
- ・ 清掃に必要な消耗品は発注者側において支給するので、不足するものがあれば事前に監督職員と打合せること。

#### (2) 除草工

- ・ 図10葉7 参照
- ・ 機械除草（肩掛式）及び集草を行う。
- ・ 実施時期は、6月、9月の2回を予定している。

#### (3) 側溝清掃

- ・ 図10葉7 参照
- ・ 側溝に堆積している土砂、落ち葉等を除去する。
- ・ 実施時期は、6月、10月の2回を予定している。

#### (4) 植栽剪定

- ・ 図10葉8 参照
- ・ 低木剪定 23本
- ・ 実施時期は、状況を判断して1回行うものとする。

#### (5) 植栽管理

- ・ 図10葉8 参照
- ・ 薬剤防除 桜 11本 1回 (※薬剤含まず)
- ・ 薬剤防除 低木 23本 1回 (※薬材含まず)  
※薬剤については、別途支給
- ・ 雪囲設置・撤去 低木 23本 各1回
- ・ 防獣ネット設置・撤去 L=48.7m 各1回

#### (6) 除雪 (通路除雪)

- ・ 図10葉9 参照
- ・ 冬期間における点検通路の除雪 (人力又は小型機械除雪)
- ・ 実施時期は12月下旬から3月上旬までの期間、人力と小型機械除雪を各4回計上しており、降雪深が30cm程度を超えた場合に行うものとする。また、作業前に積雪高を測定し、作業日報に記載するものとする。なお、回数は実績に応じて変更するものとする。

#### 除雪 (建物除雪)

- ・ 図10葉9 参照
- ・ 冬期間における配水池屋根の除雪
- ・ 実施時期は1月下旬～2月中旬の期間に1回を予定しており、積雪高が概ね150cmを超えた場合に監督職員と協議の上実施するものとする。
- ・ 作業前に積雪高を測定し、作業日報に記載するものとする。なお、回数は実績に応じて変更するものとする。

#### 除雪 (場内除雪)

- ・ 図10葉10 参照
- ・ 薬品の受け入れ及び緊急事態発生時等の構内への車両進入のため行う。
- ・ 除雪の実施については事前に指示するものとし、2回(1回あたり1時間)を予定している。
- ・ 除雪に使用する車両等を運転する者は、所定の資格(車両系建設機械運転技能特別講習終了書等)を有するものでなければならない。
- ・ 除雪作業により構築物等を損傷するのを防止するため、降雪前に除雪委託箇所の状況を調査確認しておくものとする。
- ・ 除雪作業中は、第三者とのトラブルが生じないように注意するとともに、万一トラブルが発生した場合には、監督職員に報告するものとする。

### 第2節 実施時期と開錠について

- (1) 実施時期については、上記により行うものとするが、気象条件等を考慮し監督職員と協議の上実施するものとする。
- (2) 作業にあたり八幡原浄水場の鍵を貸与するため、前日までに貸与するものとし、作業終了後速やかに返却するものとする。

令和 8 年度 八幡原浄水場

構内整備及び除雪業務委託 作業日報

作業日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
作業内容 :			
作業項目	作業場所	その他 (作業)	
清掃	管理棟 沈澱池 配水池	床清掃 窓清掃 手摺り清掃 給湯・トイレ清掃 床清掃 窓清掃 手摺り清掃 床清掃 窓清掃 手摺り清掃	
場内草刈	管理棟付近 植栽 細原水管橋橋台付近 天日乾燥床付近 配水池周辺 法面	機械除草 集草	
側溝清掃	管理棟周り側溝 天日乾燥床周り側溝 道路側溝		
植栽剪定	植栽	剪定	
植栽管理	植栽	施肥 薬剤防除	
除雪	ゲートー管理棟出入口間 ゲートー配水池出入口間 ゲートー濃縮槽間 ゲートー場内マンホール間 細原水管橋 配水池屋根 (No.1, 2) 配水池屋根 (No.3)	積雪高 c m 積雪高 c m 積雪高 c m 積雪高 c m 積雪高 c m 積雪高 c m 積雪高 c m	
用地境界確認			
作業責任者及び作業従事者		作業中における異常の有無	
作業責任者			
作業従事者			
提出日	令和 年 月 日	確認日	令和 年 月 日
作成者	印	監督職員	印

※ 作業場所・作業内容は別紙清掃作業箇所図面による